

「社内での周知」

【労働基準法第106条】

就業規則は、各作業場の見やすい場所への掲示、備え付け、書面の交付などによって労働者に周知しなければなりません。

就業規則を作成した後に、社内での周知を忘れてはいませんか？
既存の社員はもちろん、新入社員が増えた場合も周知が必要です。

【周知方法の例】

- 書面で労働者に交付する
- 常時各作業場の見やすい場所に掲示する、または備え付ける
- 社内ネットワーク内等、パソコン等で常時見ることができる状態にする



届出義務がない場合でも、職場の秩序を保ち、労働条件と経営の安定を図るとともに、無用なトラブルを防ぐためにも、作成することが望ましいです。

労働基準法を下回る労働条件については、その部分は無効となります。

就業規則は、従業員に周知する必要があり、職場内の見やすい場所に掲示する等の必要があります。

農業雇用改善推進事業運営事務局

株式会社オーレンス総合経営 東京支社
〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-8-15
岩本町喜多ビル6階
TEL 03-5839-2076 FAX 03-5839-2078
Mail info@koyou-kaizen.com
事業ホームページ <https://koyou-kaizen.com/>
会社ホームページ <https://www.fmc-net.jp/>



厚生労働省 令和2年度 農林業職場定着支援事業

農業雇用改善推進事業

サステイナブルな農業経営を実現するために

本事業は農業の雇用管理改善について、以下を実施する事業です。

- 研修会の開催
- 対面による個別相談会の開催
- 電話・メール等による相談対応
- 社会保険労務士等の訪問によるアドバイス
- 雇用管理のしおり発行
- 雇用管理事例集の発行

本事業は株式会社オーレンス総合経営が厚生労働省より委託を受け「令和2年度農林業職場定着支援事業(農業雇用管理改善推進事業)」として実施しております。

「10人以上の従業員がいる職場には就業規則が必要です」

就業規則とは従業員の労働条件や服務規律など、働く上で守らなければならない事項を定めた規則のことです。

従業員の労働条件や待遇の基準をはっきりと定め、それを守ることは、労使間での不必要なトラブルを防ぐためにも大切なことです。

労働基準法（以下、労基法）第89条により、常時10人以上の従業員を使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

これに違反すると30万円以下の罰金が科されます（労基法第120条第1号）

なお、「常時10人以上」は、正社員だけではなく、契約社員やパートタイマー、アルバイトも含まれます。

就業規則には、必ず記載しなければならない事項（絶対的 necessary 記載事項）と、各事業場内でルールを定める場合には記載しなければならない事項（相対的 necessary 記載事項）とがあります。

このほか、使用者において任意に記載する事項もあります。

作成した就業規則は、従業員に周知しなければなりません。



「就業規則作成により次の効果が期待できる」

- 企業秩序の維持（守るべきルールが明文化されモラル向上に）
- 労働条件の統一的管理
- モチベーションの向上
- 優秀な人材の確保・定着
- 生産性の向上
- 労使トラブルの防止

そのため従業員10人未満の職場であっても、作成・運用する事が望ましいです。

「経営実態に合っているか」



就業規則の見本は、書店・インターネット上など多数の見本があります。

ごく稀に「見本の社名などを変更しただけ」という事例も見受けられますが、安易に見本を利用し「形式的な就業規則」を作成してしまうと、就業規則の記載内容と会社の実態が伴わない事があります。

本来、労使間のトラブルを防止する目的のはずが、「就業規則に書いてある事と実態が違う!」となってしまう、「就業規則を作った為に、労使間のトラブルが発生した」となる懸念もあります。

就業規則作成時には、十分に内容を検討して「自社に合った就業規則」の作成をこころがけましょう。

就業規則

必ず記載しなければならない事項

（絶対的 necessary 記載事項）

- ① 始業と終業の時刻、休憩時間、休日・休暇、終業時転換（交替制勤務の場合）に関する事項
- ② 賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の締切・支払いの時期、昇給に関する事項
- ③ 退職に関する事項（解雇の事由、定年制など）

定める場合には記載しなければならない事項

（相対的 necessary 記載事項）

- ① 退職手当（決定、計算、支払方法、時期）
- ② 臨時の賃金（賞与）
- ③ 食費・作業用品等の費用負担に関する規則
- ④ 安全・衛生を確保するための規則
- ⑤ 職業訓練の内容、期間等
- ⑥ 災害補償や業務外の傷病扶助に関する規則
- ⑦ 表彰および制裁に関する規則
- ⑧ 労働者全員に適用される事項